

口座開設アプリ利用規定

口座開設アプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さまが「口座開設アプリ」（以下、「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。お客さまは、本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意した上で、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

1【本アプリの内容】

本アプリは、お客さまのスマートフォンにダウンロードした上でこれを起動させ、当該スマートフォンから画面の説明にしたがって当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により当行所定の預金口座申込等が行えるサービス（以下、「本サービス」といいます。）をご利用いただけるアプリケーションです。

なお、本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。

2【本サービス利用対象者】

本サービスの利用対象者は、日本国内在住の個人に限るものとします。

3【本アプリの権利帰属等】

(1) 本アプリの著作権その他の各知的財産権は、各保有者に帰属します。お客さまは、本サービスの利用に限り、本アプリをご利用いただけます。当行から請求があった場合、お客さまは、すみやかにスマートフォンの本アプリを削除するものとします。また、お客さまは、本アプリおよび本サービスによりお客さまのスマートフォンにダウンロードされた情報の転載・複製・転送・改変または改竄等ができません。

(2) 前記3(1)の規定は、お客さまが当行に無断で本アプリをダウンロードした場合にも適用されるものとします。また、この場合、お客さまが当行に無断でダウンロードした本アプリに関連してお客さまに生じた損害について当行は一切の責任を負いません。

4【免責事項】

(1) 本サービスのご利用に関して、本アプリの作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）スマートフォンに与える影響およびお客さまが本アプリを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。

(2) 前記4(1)のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱が遅延したり不能となった場合。

当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

5【本アプリ等の内容変更等】

(1) 当行は、本アプリまたは本サービスの内容を変更する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

(2) 本アプリは、ダウンロード後にお客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップグレード等が行われた場合には、ご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、本アプリを再ダウンロードしていただく必要があります。

6【本アプリのご利用に際してのご注意】

(1) 本アプリの利用および本アプリのダウンロード（バージョンアップ等に伴う再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。）には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。ご利用環境によってダウンロードに数分を要する場合があります。

(2) お客さまは、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出関連法規類（日本国法及び諸外国法に基づく法令等のすべてを含む）を遵守し、かつ、それらに基づいて求められるすべての許可、認可及び承認（以下、「許認可等」といいます。）をお客さまの責

任において得るものとし、これらの必要な許認可等を得ることなく本アプリを日本国外に持ち出してはなりません。お客さまは、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客さま自身の責任でこれを解決するものとし、

7【本サービスの中止または廃止】

本サービスは当行の事情により、いつでも中止または廃止できるものとし、この場合は、当行のホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により、告知するものとし、

8【本規定の変更等】

本規定は当行の都合により、内容を変更、または改廃することがあります。この場合は、当行は変更日および変更内容をホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとし、

9【準拠法・管轄】

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

口座開設アプリからの口座開設に係る特約

口座開設アプリから開設した普通預金口座については、普通預金規定（または総合口座取引規定）、SMBC ポイントバック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各サービスに関する規定に加え、この特約を適用します。

なお、特約の定めのない限り、これらの規定における定義はこの特約においても適用されるものとし、

1【口座開設アプリ】

「口座開設アプリ」とは、スマートフォンを利用する方法により、当行所定の預金口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申込を受け付ける、口座開設アプリ利用規定の1に定めるアプリケーションをいいます。

2【本口座の利用開始日】

本口座は、当行が、当行所定の方法による利用開始登録手続きを行い、かつ当行が発行する所定のキャッシュカードを申込者が受領した日から利用できるものとし、

3【残高別金利型普通預金に関する特約の取扱い】

- (1) 本口座を開設するにあたっては、残高別金利型普通預金に関する特約にかかわらず、通帳不発行方式の形態を選択するものとし、
- (2) 通帳発行形態の変更を希望する場合は、本口座開設後に別途当行所定の方法により申込を行うものとし、

4【印章の届出】

- (1) 本口座の預金者は、本口座開設後に別途当行所定の方法により、本口座の印章を届け出るものとし、
- (2) 当行は、前記(1)の印章の届出を受け付ける際には、当行所定の本人確認等を行います。
- (3) 前記(1)の届出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引はできません。
- (4) 前記(1)の届出がないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

5【この特約の解約等】

当行所定の手続きにより、本口座が解約された場合には、この特約も解約となります。

6【免責事項】

この特約およびこの特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

7【この特約の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものと

- します。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

普通預金規定

1【取扱店の範囲】

この預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2【証券類の受入れ】

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3【振込金の受入れ】

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4【受入証券類の決済、不渡り】

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡り返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は通帳に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合、当行は直ちにその通知を届出の住所にあてて発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- (3) 前記(2)の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5【預金の払戻し】

- (1) この預金を払戻すときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

6【利息】

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

7【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

8【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

11【解約等】

- (1) この預金口座を解約する場合には、当店に通帳を提出のうえ、その旨を申出てください。なお、当行が認めた場合は、当店以外の当行国内本支店でも解約できます。
- (2) 次の から までの一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することによりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約することができるものとします。この場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。

この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、またはこの預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき
この預金の預金者が前記10(1)に違反したとき
この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項に関し、虚偽が明らかになったとき

- (3) この預金口座は、次の から までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の から までの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前記(2)のほか、次の から までの一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

この預金の預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合

- A 暴力団
- B 暴力団員
- C 暴力団準構成員
- D 暴力団関係企業
- E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F その他前記AからEに準ずる者

この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次のAからEまでのいずれかに該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他前記AからDに準ずる行為

- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前記(2)から(4)までの事由により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当行所定の書面に届出の印章（または署名・暗証）により、記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して当行に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- 前記 の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
- 前記 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定め

によるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。

- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

13【通知等】

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

15【規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項および前記 11(4)にもとづく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

SMBC ポイントバック規定

1【SMBC ポイントバック】

- (1) SMBC ポイントバック（以下「本サービス」といいます。）とは、SMBC ダイレクトおよび残高別金利型普通預金の利用者（以下「利用者」といいます。）に対し、次のような各種サービスを提供するサービスを行います。

当行における利用者の預金、投資信託または債券等の保護預りおよび借入等の取引内容に応じたポイントを、当行所定の方法により付与、累積し、累積したポイント（以下「累積ポイント」といいます。）の一部または全てを当行所定の方法により消化することにより、当行所定の各種手数料の割引および金利の上乗せ等を利用できるサービス（以下「ポイントサービス」といいます。）

累積ポイントにかかわらず、利用者の取引内容に応じて、当行所定の基準により各種手数料の割引および金利の上乗せを利用できるサービス（以下「その他サービス」といいます。）

当行所定の提携先が提供する住宅関連や冠婚葬祭等のライフイベントをサポートするサービス（以下「ライフイベントサービス」といいます。）の入会資格の付与
その他当行所定のサービス

- (2) 本サービスは、当行が SMBC ダイレクトおよび残高別金利型普通預金の申込を受付し、所定の手続きを完了した時点から開始するものとします。
- (3) 本サービスの利用に当たっては、原則として SMBC ダイレクトまたは残高別金利型普通預金のいずれか一部のみの申込はできません。
また、SMBC ダイレクト、残高別金利型普通預金のうちのいずれか、または双方が解約された場合は、当行は本サービスを解約することがあります。

2【利用料】

- (1) 本サービス利用にあたり、利用者は当行所定の利用料（以下「利用料」といいます。）を支払うものとします。利用料は、払戻請求書等および通帳（通帳不発行方式の場合は払戻請求書および預金者本人を確認できる資料）の提出なしに、毎月の当行所定の日に翌月の本サービス利用に関する利用料を、残高別金利型普通預金口座より自動的に引き落

とします。

- (2) 一旦引き落としした利用料については、本サービスの解約その他事由のいかんを問わず返却しないものとします。
- (3) 利用料の引き落としが、残高の不足等により毎月の当行所定の日になかった場合でも、その後に引き落としが可能となったときには、当行はいつでも前記(1)と同様に利用料の自動引き落としができるものとします。
- (4) 前記(3)において、利用料の自動引き落としができない場合、当行は本サービスの一部または全てを停止することができるものとします。
- (5) 利用料の引き落としができないまま、当行所定の期間を経過した場合には、当行は、特に通知することなく本サービスを中止もしくは解約し、または残高別金利型普通預金を解約することができるものとします。
- (6) 前記(5)により残高別金利型普通預金が解約される場合には、残高別金利型普通預金における各種料金の自動支払や自動受取その他の各種取引についても、特に通知することなく解約されるものとします。

また、解約時における残高別金利型普通預金の残高および解約日までの利息については、利用料に充当することができるものとし、利用料に充当した後に残金がある場合には、当行所定の手続きにより利用者へ払い戻します。

- (7) 当行は事前に通知することなく利用料を変更する場合があります。

3【ポイントサービス】

- (1) ポイント付与の対象となる取引(以下「ポイント付与対象取引」といいます。)およびポイントの消化により特典が利用できる取引(以下「ポイント消化対象取引」といいます。)は、次の条件を全て満たす当行所定の取引に限るものとします。

本サービスの取引店と同一の本支店での取引であること

本サービス申込書と届出の氏名・住所等が全て一致していて、当行で利用者本人の口座と認識している口座での取引であること

- (2) ポイント付与対象取引ごとに付与するポイント数(以下「付与ポイント数」といいます。)およびポイント消化対象取引ごとに消化するポイント数(以下「消化ポイント数」といいます。)は、当行所定の方法により決定します。
- (3) 当行は、累積ポイントの上限数(以下「上限ポイント数」といいます。)および消化ができる期限(以下「ポイント利用期限」)を当行所定の方法により定めることができるものとします。

なお、当行は事前に通知することなく上限ポイント数およびポイント利用期限を変更する場合があります。

- (4) ポイント付与対象取引、ポイント消化対象取引、付与ポイント数、消化ポイント数等については、店頭のパフレット等に記載します。

なお、当行はポイント付与対象取引、ポイント消化対象取引、付与ポイント数、消化ポイント数等について、事前に通知することなく変更する場合があります。

4【その他サービス】

- (1) その他サービスの利用に必要な取引内容および内容については、店頭のパフレット等に記載します。
- (2) 当行は、その他サービスの内容について、事前に通知することなく変更する場合があります。

5【ライフイベントサービス】

- (1) 当行は利用者に対し、当行の提携先である泉友株式会社(以下「泉友」といいます。)が運営・提供する「ライフイベントサービス」の利用資格を付与するものとします。
- (2) ライフイベントサービスを利用するには、予め当行所定の方法により当行宛申込が必要です。
- (3) 泉友が利用者に対してライフイベントサービスを円滑に提供するために必要な利用者の情報(本サービスの契約の有無、住所、氏名、連絡先、口座番号、ライフイベントサービスの利用状況等)を、当行と泉友は相互に交換できるものとします。

- (4) 本規定に定めのない事項については、泉友が定める「ライフイベントサービス利用規定」により取扱います。
- (5) ライフイベントサービスに関連して、利用者が被った損害・損失については当行は責任を負いません。

6【届出事項の変更等】

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を送付した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7【免責事項】

本規定および本規定にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

8【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【解約等】

- (1) 本契約を解約する場合には、当行所定の書面に記名押印しまたは当行所定の電子装置に記名押印のうえ当店に届出てください。
- (2) 次の一つにでも該当した場合には、前記(1)の手続きによらず、当行は利用者に通知することなく本契約を解約することができるものとします。
 - SMBC ダイレクトが解約された場合
 - 残高別金利型普通預金口座が解約された場合または残高別金利型普通預金に関する特約が解約された場合
 - 利用料の支払がないまま、当行所定の期間が経過した場合
 - 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において利用者の所在が明らかでなくなった場合
 - 相続の開始があった場合
 - 本規定に違反した場合
 - 本サービス申込時の申告に虚偽があった場合
- (3) 本契約が解約された場合、解約時点でのポイントサービスの累積ポイントは全て無効となります。
- (4) 当行は金融情勢その他諸般の状況の変化等により本サービスの一部または全てのサービスの取扱を中止することがあります。
この場合、店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から中止します。

10【規定等の準用】

本サービスの利用にあたっては、本規定に加え、残高別金利型普通預金に関する特約、SMBC ダイレクト利用規定のほか各預金規定および各サービス規定により取扱います。なお、本契約終了後も、各預金およびサービスについては各々の規定により取扱います。

11【規定の変更等】

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし

ます。

- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

12【準拠法・管轄】

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

残高別金利型普通預金に関する特約

残高別金利型普通預金については、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、普通預金規定（または総合口座取引規定）における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1【残高別金利型普通預金】

残高別金利型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、SMBC ポイントパックの利用者に対してのみ提供するものとします。

2【利息】

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を1円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当行所定の日にこの預金に組入れます。
- (2) 利率は毎日の最終残高に応じた当行所定の区分（以下「残高区分」といいます。）ごとに当行が定めるものとします。なお、残高区分および利率は金融情勢等に応じて変更します。

3【通帳発行形態の選択・変更】

- (1) この預金口座の利用にあたっては、通帳不発行方式と通帳発行方式のいずれかの形態を選択するものとします。また通帳の発行形態は変更することができるものとします。
- (2) この預金口座を通帳不発行方式にする場合（通帳発行方式を通帳不発行方式に変更する場合を含みます。）当行は所定の基準に基づき、預金者がこの預金口座と同一の取引店で利用している貯蓄預金等のその他の預金口座についても通帳不発行方式に変更することができるものとします。また、この場合に通帳不発行方式に変更するその他の預金口座は当行の任意とします。通帳不発行方式に変更される預金口座を確認のうえ、この預金口座を通帳不発行方式とすることをお申し込みください。
- (3) この預金口座およびその他の預金口座を通帳不発行方式に変更する場合には、通帳不発行方式に変更する前の通帳については通帳不発行方式に変更した時点で使用できなくなりますので、直ちに当店に提出してください。
- (4) この預金を通帳不発行方式から通帳発行方式へ変更する場合は、この預金および前記(2)により通帳不発行方式に変更した預金口座について通帳を再発行するものとし、預金者は当行所定の通帳再発行手数料を支払うものとします。また、前記(2)により通帳不発行方式に変更した預金口座については、この預金口座またはこの特約が解約された場合も同様とします。

4【通帳不発行方式の場合の特約】

- (1) この預金口座を通帳不発行方式にする場合には、必ずキャッシュカードを発行します。
- (2) 通帳不発行方式の預金については、定期的なお取引明細の送付等はありません。
- (3) この預金を当行の店頭で払戻すときまたは解約するときは、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、この預金口座のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。また、前記3(2)に基づき通帳不発行方式に変更した預金を払戻すときまたは解約するときも同様とします。

- (4) 前記(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合には、当該預金規定等に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

5【この特約の解約】

普通預金規定（または総合口座取引規定）に定める事項のほか、次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなくこの特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合、解約日より普通預金規定（または総合口座取引規定）のみがこの預金に適用されるものとします。

SMBC ダイレクトが解約された場合

SMBC ポイントパックが解約された場合(SMBC ポイントパック規定の定めにより、SMBC ポイントパックが解約された場合を含みます。)

この特約に違反した場合

以 上

次の「ライフイベントサービス利用規定」は、お客さまと泉友株式会社との間の取り決めについて定めるものです。

ライフイベントサービス利用規定

1【定義】

「ライフイベントサービス」(以下、「本サービス」という。)とは、泉友株式会社(以下、「当社」という。)が株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」という。)との提携に基づいて、当社が三井住友銀行の SMBC ポイントパック契約者を対象に、住宅関連や冠婚葬祭等のライフイベントをサポートするために当社の提携会社等(以下、「提携会社」という。)を紹介・斡旋するサービスをいうものとします。

2【本サービスの対象者】

本サービスの対象者は、三井住友銀行の SMBC ポイントパック契約者かつ三井住友銀行および当社所定の条件を満たす契約者に限ります。

3【サービスの申込および利用】

- (1) SMBC ポイントパック契約者は当社および三井住友銀行所定の方法により、予め本サービスの申込が必要です。
- (2) 本サービスの利用に当っては、当社所定の方法により当社宛に利用依頼をするものとし、当社は利用者からの依頼に基づき、紹介・斡旋のサービスを提供します。

4【利用者情報の取扱】

当社が知り得た利用者に関する住所、氏名、連絡先、本サービス利用状況等の情報については、以下の目的で提携会社および三井住友銀行に開示できるものとします。

- (1) 本サービスを通じて利用者が指定した提携会社が、利用者に対してより適したサービスを提供するため。
- (2) 三井住友銀行が利用者に対してより適した住宅ローン等の金融サービスを案内するため。

5【免責事項】

- (1) 利用者が当社所定の利用方法・条件を満たさなかったことにより特典・割引等が受けられなかった場合であっても、当社は責任を負いません。
- (2) 利用者 と提携会社との間で生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 利用者が本サービスを通じて被った損害・損失については当社は責任を負いません。
- (4) 本サービス内容および提携会社は、契約者に事前に通知することなく変更・追加・中止する場合があります。

6【解約等】

- (1) 都合解約

本契約は当社または利用者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、利用者からの解約の通知は当社所定の方法によるものとします。

- (2) 三井住友銀行の SMBC ポイントパックの解約
三井住友銀行の SMBC ポイントパックが解約されたときは、本契約は全て解約されるものとします。

7【契約期間】

本契約の当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、利用者または当社から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

8【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社または三井住友銀行の店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

9【準拠法・管轄】

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(泉友株式会社)

総合口座取引規定

1【総合口座取引】

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができません。

普通預金

自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。なお、自動とりまとめ定期預金および自動つみたて定期預金等に預入れられる個別の各定期預金を含みません。）

当行所定の保護預り兼振替決済口座管理規定に基づく国債等公共債の（以下「国債等」といいます。）保護預りおよび振替決済口座への受入れ

前記 の定期預金または前記 の国債等を担保とする当座貸越

- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 前記(1) から までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2【取扱店の範囲】

- (1) 普通預金は、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
- (2) 自由金利型定期預金（M型）、期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金の預入れは 1 口 1 万円以上（ただし、中間利息定期預金および自動とりまとめ定期預金に預入れられる定期預金を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、これらの預金の預入れまたは解約は当店のほか当行が認めた本支店で取扱います。
- (3) 国債等の預入れ、引出し、振替または保護預り兼振替決済口座の解約等は当店のみで取扱います。

3【定期預金の自動継続】

- (1) 自由金利型定期預金（M型）および自由金利型定期預金は、自動とりまとめ定期預金に預入れられた場合を除き、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金、自由満期型定期預金および据置定期預金は、通帳の定期預金・担保明

細欄記載の最長預入期限に、自動的に継続します。(以下、満期日と最長預入期限をまとめて「満期日等」といいます。)

- (2) 継続された預金についても前記(1)と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日等(継続をしたときはその満期日等)までにその旨を当行所定の方法により当店に申出てください。

4【預金の払戻し等】

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約をするときは、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5【預金利息の支払い】

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日にこの取引の普通預金に入金します。現金で受取することはできません。

6【当座貸越】

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金および国債等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、次の金額と の金額の合計額とします。

この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額。

この取引の国債等のうち利付国債、政府保証債、地方債についてはその額面合計額の80%と割引国債についてはその額面合計額の60%との合計額、または200万円のうちいずれか少ない金額。ただし、国債等の額面額に乗じる割合は金融情勢等の変化により変更することがあります。この場合、変更日および変更後の割合は店頭に表示し、それにより貸越金が新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額に見合う国債等を担保に差入れるか、または新極度額をこえる金額を支払うものとします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7【貸越金の担保】

- (1) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記(2)の順序に従い、次により貸越金の担保とします。

この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

この取引の国債等は、その種類ごとに次の金額を限度とし、かつ前記6(2)の金額を担保するに足りるまで貸越金の担保として差入れられ、その国債等(その国債等が混蔵保管の方法により寄託されている場合にはその共有持分権その他いっさいの権利)

は担保としてその引渡または当行所定の振替を受けます。

- A 割引国債を担保とする場合.....335万円
- B 利付国債を担保とする場合.....250万円
- C 政府保証債を担保とする場合.....250万円
- D 地方債を担保とする場合.....250万円

預金者は、前記 に定める当行所定の振替の他、担保の設定、保全、および権利の行使に必要な書面を交付する等、当行の要請に従い必要な協力を行うものとします。

- (2) この取引に定期預金または国債等があるときは、後記 8(1) の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、次により取扱います。

定期預金を担保とする貸越利率と国債等を担保とする貸越利率が同一の場合には、まず、定期預金を担保とします。

貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。

国債等が数種ある場合は次の順序に従い担保とします。なお、同種の国債等が数口ある場合には償還期日の早い順、償還期日が同じ場合には取扱番号の若い順とします。

- A 割引国債
- B 利付国債
- C 政府保証債
- D 地方債

- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記 6(2) により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。

貸越金の担保となっている国債等について、引出し、振替、買取り、償還、抹消または（仮）差押があった場合には、前記 6(2) により算出される金額については、引出し、振替、買取り、償還、抹消または（仮）差押にかかる国債等の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。なお、貸越金の担保となっている国債等を買取りがあった場合で、買取りにかかる受渡金額がその国債等の額面金額に前記 6(2) の割合を乗じた金額に満たないときは、買取りにかかる国債等について買取りの申込日から受渡日の前日までの極度金額を買取りにかかる受渡金額により算定しなおします。

前記 および の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、預金者は直ちに新極度額をこえる金額を支払うものとします。この支払いがあるまで前記 の（仮）差押にかかる国債等についての担保権は引続き存続するものとします。

8【貸越金利息等】

- (1) 貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、1 年を 365 日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A 定期預金を貸越金の担保とする場合

その定期預金ごとにその約定利率（ただし期日指定定期預金、据置定期預金および自由満期型定期預金を貸越金の担保とする場合は、最長預入期限まで預入れた場合の約定利率）に年 0.50%を加えた利率

B 国債等を貸越金の担保とする場合

店頭表示の総合口座貸越利率表記載の貸越利率

前記 の組入れにより極度額をこえる場合には、預金者は当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払うものとします。

この取引の定期預金の全額の解約、国債等の全部の引出し、振替、買取りまたは償還、抹消等により、定期預金および国債等のいずれの残高も零となった場合には、預金者は前記 にかかわらず貸越金の利息を同時に支払うものとします。

- (2) 貸越利率については、金融情勢等により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 預金者は国債等の保護預り兼振替決済口座管理手数料を、担保差入後も引続き支払うものとします。
- (4) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%（年 365 日の日割計算）とします。

9【国債等の償還金等の受入れ】

この取引の国債等の償還金および利金の支払いがある場合には、公共債保護預り規定兼振替決済口座管理規定にかかわらず、当行がこれを受けとり、この取引の普通預金へ入金します。また、この取引の国債等の買取代金の支払いを行う場合も同様とします。

10【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、当行所定の再発行手数料をいただきます。
- (5) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届け出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届け出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12【印鑑照合等】

- (1) この取引において払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この取引において、当行が社債等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める口座管理機関であることにより、この規定に定める当行の権利行使は妨げられないものとします。
- (3) 当行が社振法その他の関係諸法に従ったにもかかわらず預金者の権利の全部または一部が毀損した場合、その損害は預金者において負担します。

13【即時支払】

- (1) 預金者について、後記 から までの一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、預金者はそれらを支払うものとします。
支払いの停止または破産、民事再生手続開始または個人に適用あるその他の倒産手続（今後制定されるものを含む）の申立があったとき
相続の開始があったとき
前記 8(1) に違反し極度額をこえたまま 6 か月を経過したとき
住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

- (2) 預金者について、後記 または の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、預金者はそれらを支払うものとします。

当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき客観的に認められるとき

14【解約等】

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、当店に通帳を提出のうえ、その旨を申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときは預金者はそれらを支払うものとします。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の通帳（または証書）を発行し、国債等の残高があるときは別途に保護預り兼振替決済口座通帳を発行します。
- (2) 普通預金規定にもとづき普通預金口座が解約された場合も、前記(1)と同様とします。
- (3) 普通預金規定にもとづき普通預金取引が停止された場合は、当行は貸越を停止するものとします。
- (4) 前記 13(1)および(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を停止または貸越取引を解約できるものとします。

15【相殺等】

- (1) 預金者がこの取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

この取引の国債等については、事前に通知することなく、これを法定の手続または一般に相当と認められる方法、時期、価額等によって処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済にあてることのできるものとします。

前記 によるほか、事前に通知のうえ、一般に相当と認められる価額、時期等によって債務の全部または一部の弁済に代えて、この国債等（個人向け国債は除きます）を取得することもできるものとします。

この取引の個人向け国債については、事前に通知することなく、当行が預金者に代わって、中途換金請求等を行えるものとし、その代金から諸費用を差し引いた残額を債務の弁済に充当することのできるものとします。

前記 から までの定めにより、なお、残りの債務がある場合には預金者は直ちに支払うものとします。

- (2) 前記(1)によって相殺等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当行の計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

16【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) 普通預金、定期預金、国債等、預金契約上の地位その他のこの取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 前記(1)の場合、当行がやむをえないものと認めて譲渡または質入れその他第三者の権利の設定を承諾するときには、当行所定の書面により行います。

17【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記 7(1) により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

また、普通預金も同様に相殺することができるものとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・

暗証記入)して、直ちに当行に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。

前記 の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

前記 による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
普通預金および定期預金の利息の計算については、当行の当該各取引の規定によるものとします。
借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18【準拠法、裁判管轄】

この規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

19【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間が経過した日から適用されるものとします。

以上

総合口座取引追加規定

1【担保明細帳】

総合口座通帳のほかに、総合口座定期預金・担保明細帳または総合口座債券保護預り兼振替決済口座・担保明細帳(これらをあわせて以下「担保明細帳」といいます。)をお持ちの場合、次のとおり取扱うものとします。

- (1) 担保明細帳には、それぞれ総合口座の定期預金・担保明細または保護預り兼振替決済口座管理国債等・担保明細を記載します。
- (2) 総合口座取引規定の各条項における「通帳」には、総合口座通帳のほか、担保明細帳を含むものとします。
- (3) 総合口座取引の定期預金を解約するとき、または総合口座取引の国債等公共債の引出し、振替または買取りの申し出をするときは、それぞれ担保明細帳を当店に提出してください。また、普通預金口座を解約する場合には、総合口座通帳のほか、担保明細帳も当店に提出してください。

2【国債等公共債担保の極度変更日】

国債等公共債(以下「国債等」といいます。)を担保とする総合口座取引における当座貸越の限度額の変更日については、次のとおりとします。

- A 国債等を売買した場合.....受渡日
B 国債等が償還された場合.....償還日

- C 国債等の証券を引出しまたは振替を行った場合.....申込日
- D 国債等の証券を預入れた場合.....受渡日

以 上

盗難通帳・証書等による払戻被害に関する預金取引追加規定

1【この追加規定の適用範囲】

この追加規定は、当行と預金契約を締結する個人（以下、「預金者」といいます。）が当行に有する預金で、払戻しの際に、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印し、通帳、証書またはキャッシュカード（以下、併せて「通帳等」といいます。）を提出する預金（以下、「通帳等提出式預金」といいます。）について適用されます。

2【盗難通帳等による払戻し等】

- (1) 盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻し（以下、「不正な払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、通帳等提出式預金の各預金規定にかかわらず、預金者は当行に対して後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。
 - 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の申出がなされた場合、不正な払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この追加規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、不正な払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)、(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - 不正な払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 不正な払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が通帳等提出式預金について預金者に払戻しを行っている場合には、当該払戻し額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、預金者が、不正な払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当行が前記(2)により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、通帳等提出式預金の各預金規定にもとづく払戻しの手続に応じることはできません。
- (7) 当行が前記(2)により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

3【預金契約に付随する貸越契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

- (1) 前記1および2は、預金者が、当行との間において締結した預金契約に付随する貸越契約等にもとづき、届出または登録の印章（または署名・暗証）により、当行所定の払戻請求書に記名押印（または署名・暗証記入）しまたは当行所定の電子装置に記名押印し、通帳等を提出することにより行う金銭の借入れに適用します。この場合、前記2(2)の適用においては、前記2(1)の各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該借入れ（手数料や利息を含みます。）について、当行はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。
- (2) 前記2(3)の場合、または前記2(4)の各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

4【本人確認書類の追加提示】

当行は、通帳等提出式預金の払戻しの手続に際し、各預金規定の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

5【準拠法、裁判管轄】

この追加規定に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。この追加規定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、通帳等提出式預金の当行の取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定

1【カードの利用】

- (1) 普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）または貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。
 - 当行および当行がオンライン自動入金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動入金機（自動入出金機を含みます。以下「入金機」といいます。）を使用して普通預金、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れる場合。
 - 当行および当行がオンライン自動出金機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）の自動出金機（自動入出金機を含みます。以下「出金機」といいます。）を使用して預金を払戻す場合。
 - 当行および出金提携先のうち当行がオンライン自動出金機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる自動入出金機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合。その他次の取引を行う場合。

- A 総合口座取引の普通預金について発行したキャッシュカードにより、総合口座取引の定期預金等（取扱対象となる定期預金等の種類は当行所定の預金とします。以下同じ。）の満期日前に、当行の自動入出金機を使用して自動継続停止および満期日の解約予約を行い、満期日に総合口座取引の普通預金口座へ元利金を入金する場合。（以下「ATM定期解約サービス」といいます。）なお、ATM定期解約サービスについては、当行所定の書面による申込を必要とします。
 - B 画面表示・音声等の操作手順に従って当行所定の各種手続を行う自動受付機（以下「受付機」という）を使用して、印鑑、カードおよび通帳等の喪失、カードの再発行ならびに住所、住居表示、勤務先等の変更その他別に当行が定めた取引（以下「諸届」といいます）を行う場合。
 - C 別に当行が定めた取引を行う場合。
- (2) カードは、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先所定の時間帯に限り、利用することができます。

2【カードの所有権、譲渡・質入れ等の禁止】

- (1) カードの所有権は、当行に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。

3【入金機による預金の預入れ】

- (1) 入金機を使用して預金に預入れる場合には、入金機の画面表示等の操作手順に従って、入金機にカードまたは通帳（または当行所定の出入表）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 入金機による預入れは、入金機の機種により当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行（入金提携先の入金機使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 前記(1)のうちカードによる預入れ操作後に預入れ金額を表示したご利用明細が必要な場合は、あらかじめ当行に申し出てください。この場合、当行はご利用明細を保管するための専用通帳を発行しますので、ご利用明細を綴り込んで保管してください。

4【出金機による預金の払戻し】

- (1) 出金機を使用して預金を払戻す場合には、出金機の画面表示等の操作手順に従って、出金機にカードを挿入し、届出の暗証と金額を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。
- (2) 出金機による払戻しは、出金機の機種により当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行（出金提携先の出金機使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行が定めた金額の範囲内（カードのみを挿入して行う出金機による払戻しは、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします（この1日あたりの払戻し可能な金額にかかわらず、1日あたりの払戻可能な金額から、国際キャッシュカードサービス利用にかかる追加規定およびジェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限とします。）。
- (3) 出金機による払戻しをする場合に、払戻金額と後記7の出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

5【振込機による振込】

- (1) 振込機を使用して預金を振替により払戻し、その払戻金を振込資金として振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。

- (2) 振込機による振込は、振込機の機種により当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの振込は、当行（カード振込提携先の振込機使用の場合は、そのカード振込提携先）が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込（「Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスATM取引規定」による払込を含みます。）は当行が定めた金額の範囲内（カードのみを挿入して行う振込機による振込は、書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) 振込機を使用して振込を依頼する場合に、振込金額、後記7の出金手数料金額、および後記8の振込手数料金額の合計額が、預金を払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込はできません。

6【入金手数料】

入金機を使用して預金に預入れる場合には、当行および入金提携先所定の入金機使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を、預金の預入れ時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、入金提携先の入金手数料は、当行から入金提携先に支払います。

7【出金手数料】

出金機または振込機を使用して預金を払戻す場合には、当行および出金提携先所定の出金機・振込機使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を、預金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当行から出金提携先に支払います。

8【振込手数料】

振込機を使用して振込を依頼する場合には、当行およびカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

9【ATM定期解約サービス】

ATM定期解約サービスを利用する場合には、自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って、解約予約の対象となる定期預金等の通帳および、入金口座となる総合口座取引の普通預金のカードを自動入出金機に挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、払戻請求書および継続停止依頼書等の提出は不要とします。

9の2【受付機による諸届】

受付機を利用して諸届を行う場合は、受付機の画面表示・音声等の操作手順に従って、受付機に当行が別に定める本人確認資料、カードまたは届出の印鑑を押印した書面を挿入し、当行が必要と認めた場合は、届出の暗証を正確に入力してください。

10【代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込】

- (1) 当行が認めた場合には、代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をすることができます。その場合には、本人から代理人の氏名および暗証を当店に届出てください。この場合、当行は代理人のカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

11【カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入】

カードにより預入れた金額、払戻した金額（振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じ。）入金手数料金額、出金手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の入金機、出金機、振込機および通帳記帳機で使用されたときまたは当行国内本支店の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合の通帳記入についても同様とします。

12【カード喪失、届出事項の変更等】

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたときまたは他人に使用されたことを認知したときは、直ちに本人から書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。この届出を受けたと

きは、直ちにカードによる預金の払戻し停止措置を講じます。この届出前に生じた損害については、後記13の2、13の3および13の4に定める場合を除き、当行は責任を負いません。

- (2) 前記(1)の届出前に、カード喪失等の通知があった場合にも、前記(1)と同様とします。なお、この場合にもすみやかに本人から書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届出てください。
- (3) 前記(1)、(2)に定める受付機による当行へのカード喪失等の届出にあたっては、受付機の画面表示・音声等の操作手順に従って、受付機に当行が別に定める本人確認資料および届出の印鑑を押印した書面を挿入してください。
- (4) 氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当行に届出てください。但し、住所、住居表示、勤務先等の届出事項については、当行が別途定める方法により受付機に届出ることができます。届出事項の変更を届出の場合で、当行が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。この届出前に生じた損害については、後記13の2、13の3および13の4に定める場合を除き、当行は責任を負いません。
- (5) カードを失った場合のカードの再発行は、受付機その他当行所定の方法により行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (6) 前記(5)に定める受付機によるカードの再発行にあたっては、前記(3)に定める手続きを行う他、受付機に届出の暗証を正確に入力してください。
- (7) カードを再発行する場合には、本人は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

13【暗証照合等】

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当行がカードの電磁的記録によって、出金機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しまたはATM定期解約サービスの取扱いをしたうえば、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当行および入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものである場合、および盗難カードによるものである場合の当行の責任については、後記13の2、13の3および13の4によります。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いしたうえば、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任についてはこの限りではありません。
- (4) 当行が受付機に挿入された本人確認資料を相当の注意をもって真正なものと判断し、かつ、カードの電磁的記録によって、受付機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して諸届の取扱いをしたうえば、本人確認資料、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 前記12(6)において、当行が、本人確認資料を相当の注意をもって真正なものと判断し、かつ、押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め、かつ、受付機に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して、カードの再発行を行ったうえば、本人確認資料、印鑑または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13の2【偽造カード等による払戻し等】

偽造カードまたは変造カードによる出金機または振込機を使用した払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

13の3【盗難カードによる払戻し等】

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は後記(2)に定める補てん対象額の請求を申し出ることができます。

カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前記(1)の申出がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、この規定において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)、(2)は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を不正使用され生じた出金機または振込機による払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13の4【預金契約にもとづき行う借入れの場合の準用】

- (1) 前記13の2および13の3は、本人が、当行との間において締結した預金契約にもとづき行う、出金機または振込機による金銭の借入れに適用します。この場合、前記13の3(2)の適用においては、前記13の3(1)各号に該当することを条件として、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該借入れ（手数料や利息を含みます。）について、当行はその支払いを請求しないものとします。ただし、当該借入れが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行が支払いを求めることができない金額は、当該借入れに係る額の4分の3に相当する金額とします。
- (2) 前記13の3(3)の場合、または前記13の3(4)各号のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、前記(1)の規定は適用しないものとします。

- (3) 前記13の2、13の3および13の4は当行と普通預金契約または貯蓄預金契約を締結する個人で、名義の如何にかかわらず個人の預金と認められるものに対してのみ適用されます。

14【入金機・出金機・振込機・受付機故障時等の取扱い】

- (1) 停電、故障等により入金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。
- (2) 停電、故障等により出金機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行が出金機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行国内本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、出金提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前記(2)による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、通帳を持参しているときは通帳もあわせて提出してください。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができないときは、前記(2)、(3)によるほか、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で振込依頼書を提出することにより振込をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (5) 停電、故障等により受付機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当行国内本支店の窓口で所定の書類を提出することにより、諸届を行うことができます。ただし、カードの紛失については、窓口営業時間外においても、当行に通知することができます。

15【入金機・出金機・振込機・受付機の誤入力等】

入金機・出金機・振込機・受付機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力またはこれらの機器の誤操作等により発生した損害については、当行、入金提携先・出金提携先・カード振込提携先は責任を負いません。

16【解約、カードの利用停止等】

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。ただし、この場合は、当行の窓口において当行所定の本人確認資料等の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

前記2(2)に違反したとき

普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座の預金取引が停止されたとき

預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合

カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16の2【カード利用有効期限等】

- (1) 当行は、カードの有効期限を定めることができるものとします。カードの有効期限までに前記16に定める預金口座の解約およびカードの利用停止等がない場合には、有効期限を更新した新たなカードを発行します。この場合、当行所定のカード発行手数料を支払うものとします。
- (2) カード発行手数料は払戻請求書および通帳の提出なしに、カードの発行された当該預金口座から自動的に引落し、支払われたカード発行手数料は理由の如何を問わず返還しません。カード発行手数料の引落しができないときは、カードの利用をおことわりすることがあります。この場合、当行の請求があり次第直ちにカードを取引店に返却してください。

- (3) カードの有効期限およびカード発行手数料を定め、またこれを変更する場合には後記18に定める方法により行います。

17【規定の適用】

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、ATM定期解約サービスの取扱対象となる定期預金等の各規定、振込規定、その他カード利用にかかる当行の定める取引の規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を使用した場合には当行の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

18【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項および前記16(3)にもとづく期間その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

国際キャッシュカードサービス利用にかかる追加規定

国際キャッシュカードサービスの利用に際しては、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に加え、後記19から29までの追加規定(以下「追加規定」という。)を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定における定義は追加規定においても当てはまるものとし、必要に応じて「出金提携先」を「海外提携金融機関」に、「カード」を「専用カード」に読み代えます。

19【国際キャッシュカードサービス】

- (1) 国際キャッシュカードサービスの申し込みを受けたときは、前記1の場合に加えて外国(外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)の定めるところによる。以下同じ。)で次の場合に利用することができる専用カード(以下「専用カード」という。)を、前記1に定めるカード(以下「一般カード」といいます。)にかえて発行します。

VISA INTERNATIONAL SERVICE ASSOCIATION(以下「VISA INTERNATIONAL」という。)が運営する国際ATMネットワークに加盟し、VISA INTERNATIONALと現金支払業務および残高照会業務のいずれか一方または双方について提携する外国金融機関等(以下「海外提携金融機関」という。)のATM(以下「海外ATM」という。)を使用して預金を払戻す場合。

海外ATMを使用して預金の残高を照会する場合。

- (2) 専用カードにより海外ATMを使用して行う預金の払戻しおよび残高照会のサービスを併せて、「国際キャッシュカードサービス」といいます。国際キャッシュカードサービスの取扱時間は、海外ATMを管理する各海外提携金融機関の定めるところによります。
- (3) 専用カードの発行前にその預金について一般カードが発行されている場合、専用カードの初回使用以後、その一般カードは使用できません。
- (4) 国際キャッシュカードサービスは、普通預金以外の預金あるいは代理人による取引については取扱いできません。
- (5) 専用カードを発行する場合には、本人は当行所定の発行手数料を支払うものとします。

20【海外ATMによる預金の払戻し】

- (1) 専用カードは、預金の払戻しに使用する海外ATMを管理する海外提携金融機関が定めた現地通貨による払戻しに利用できます。この場合、当行は払戻金額と後記22に定める海外提携金融機関手数料の合計金額を当行が定める計算方法で円貨に換算した金額、および後記22に定める当行所定の手数料の合計金額を、預金から引落します。なお、払戻金額および海外提携金融機関手数料の合計金額は、当行から当該提携金融機関に当行所定の方法により送金します。この場合の円貨への換算は、当行が定めた計算方法によります。

- (2) 前記(1)による預金の払戻しは、日本に住所を有する個人(外為法に定める居住者に限り
ます。)が外国における滞在費等(外国為替に関する省令等に定めるところによる。)に
充当する場合、もしくは、非居住者(外為法の定めるところによる。以下同じ。)に該
当する個人または近日中に非居住者となる見込みのある個人であって次の条件を満
たす者が外国における日常生活費等に充当する場合のいずれかの場合に限って、行
うことができます。なお、ここに定める条件を充足しない、またはそのおそれがある
と認められる場合は、専用カード、本人確認資料等を当行へ提示していただくことが
あります。

日本国籍を有する者であって外国の事務所で勤務している者またはその予定がある
者。

日本国籍を有する者であって2年以上外国に滞在している者またはその予定がある
者。

- (3) 前記(1)による預金の払戻しに際しては、海外ATMにカードを挿入し、当行への届出の暗
証と金額等を海外提携金融機関が定めた操作手順に従ってボタン等により操作してく
ださい。この場合、払戻請求書および通帳の提出を不要とします。
- (4) 前記(1)による預金の払戻しは、海外提携金融機関が定めた通貨単位によるものとし、そ
の一回あたりの払戻限度額は海外提携金融機関が定めた金額の範囲内とします。な
お、その1日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額は、当行が定めた金額の
範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金
額の範囲内で変更することができます。)とします(この払戻限度額にかかわらず、1日
あたり(日本時間によるものとします。)で払戻しができる金額は、キャッシュカードの
1日あたりの払戻限度額から、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定およびジ
ェイデビットカード取引規定にもとづいて払戻された金額を差し引いた金額を上限と
します。)

なお、国際キャッシュカードサービスの1日あたり(日本時間によるものとします。)の
払戻限度額につき、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定の4(2)にもとづき
キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が当行所定の方法により変更された場合は、
以下の取扱いとします。

キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が国際キャッシュカードサービスの1
日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額以下に引き下げられた場合
には、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き下げられるものとしま
す。キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が引き上げられた場合には、国際キャ
ッシュカードサービスの1日あたり(日本時間によるものとします。)の払戻限度額を
上限に、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き上げられるものとしま
す。

- (5) 前記(1)による預金の払戻しは、払戻金額と後記22に定める海外提携金融機関手数料の合
計金額を当行が定める計算方法で円貨に換算した金額、および後記22に定める当行所定
の手数料の合計金額が、普通預金の残高をこえるときはできません。

21【海外ATMによる残高照会】

- (1) 専用カードは、VISA INTERNATIONALと残高照会業務を提携した海外提携金融機関の海外
ATMにおいて、預金の残高の照会に利用できます。この場合表示される残高は、後記22
に定める手数料を引落した後の預金の残高を、当行の定める計算方法により当該海外提
携金融機関が定める現地通貨に換算した金額となります。
- (2) 前記(1)による預金の残高照会に際しては、海外ATMにカードを挿入し、当行への届出の暗
証等を海外提携金融機関が定めた操作手順に従ってボタン等により操作してください。
- (3) 前記(1)による預金の残高照会の際に表示される普通預金残高は、総合口座取引の普通預
金についても当座貸越を利用できる範囲内の金額ではなく、普通預金残高が表示されま
す。

22【国際キャッシュカードサービス利用手数料】

- (1) 専用カードにより海外ATMを使用して預金の払戻しまたは残高照会が行われたときは、当行所定の手数料を払戻し時または残高照会時に払戻請求書および通帳の提出なしで当該預金口座から自動的に引落します。
- (2) 海外ATMを管理する海外提携金融機関が別に所定の手数料(本追加規定において「海外提携金融機関手数料」という。)を徴求するときは、その手数料の引落しについても前記(1)と同様とします。この場合、海外提携金融機関手数料は、当行所定の手続により当行から海外提携金融機関に支払います。

23【通帳への記載】

専用カードの外国での利用に関する通帳への記載は、当行所定の方法で円貨で表示するものとし、現地通貨による表示は行いません。

24【JTBの提供するサービス】

- (1) 国際キャッシュカードサービスの利用者は、株式会社ジェイティービー(以下「JTB」という。)およびその関連会社の提供する以下のサービスを受けることができます。
 - 専用カード利用に際してのご案内(CD・ATMの設置場所および操作方法等)
 - 専用カードの紛失、盗難、利用不能等届出の代行サービス
 - 専用カード紛失時等緊急時の代用カード貸与サービス
 - 航空券・観光ツアー等の各種サービスの販売、予約、情報提供サービス
 - 事故・トラブル発生時の現地警察・医療機関等第三者への取次サービス
 - 前各号のほかJTBが定めるサービス
- (2) 前記(1)に定めるサービスは、JTBにより変更されることがあります。また、JTBおよびその関連会社の提供するサービスについては、すべてJTBが責任を負うものとし、これにより発生した損害については、当行は責任を負いません。

25【外国での専用カードの紛失】

- (1) 外国で専用カードを紛失し、または盗取された場合には、別途当行から案内する方法により、すみやかに本人から当行にその旨を届出てください。この届出を受けたときは、直ちに預金の払戻し停止措置を講じます。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) なお、前記(1)の方法により電話でカードを紛失した旨届出を行った場合には、別途すみやかに当行所定の方法により、本人から書面によって当行に届出てください。

26【海外ATMの障害等について】

海外ATMの使用に際し、海外ATMおよび海外提携金融機関の電算機等の障害、または電話の不通等の通信手段の障害等により発生した損害については、当行は責任を負いません。

27【サービスの停止および専用カードの利用停止等】

- (1) 当行は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由がある場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、国際キャッシュカードサービスの利用を停止し、または解約できるものとします。
- (2) 次の場合には、専用カードの利用を停止することがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちに専用カードを当店に返却してください。
 - 前記20(2)に定める条件を充足しない、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 専用カードについて、本人以外への譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしている、もしくは、本人以外に貸与、占有もしくは使用させている、またはそのおそれがあると認められる場合
 - 氏名、住所、電話番号その他の届出事項に変更があったにもかかわらず、当行所定の書面による届出がない場合
 - 当行が届出のあった氏名、住所にあてて当店あて連絡を求める通知または送付書面を発送してから一定期間が経過しても連絡がない場合

28【法令等の適用および準拠法】

- (1) 外国での専用カードの利用に際して、日本および外国において現に適用されている、または今後適用される諸法令・諸規則等にもとづき、許可書、証明書その他の書類が必要

である場合には、当行または海外提携金融機関から請求があり次第、請求された書類を提出してください。請求された書類が提出されない場合、または諸法令・諸規則等の遵守のため当行が必要と認める場合には、当行は専用カードの利用を停止することができるものとします。

- (2) 外国での専用カードの利用に関する契約関係についての準拠法は日本法とし、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定（本追加規定を含む）は日本法に従い解釈されるものとします。なお専用カードの利用、追加規定の解釈、その他国際キャッシュカードサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

29【情報管理の委託ならびに承認】

当行は、本サービスを提供するために必要な範囲において、当行が情報処理・事務処理等を委託する会社、VISA INTERNATIONAL、JTBおよびその関連会社、海外提携金融機関等に対して顧客氏名、暗証、払戻金額、預金残高等の顧客口座情報を提供し、またはこれらの機関に顧客口座情報の管理を委ねることができるものとします。

以 上

SMBCダイレクト申込サービスの利用にかかる特約

SMBCダイレクト申込サービスの利用に際しては、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定に加え、後記30から32までの追加規定（以下「追加規定」という。）を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定における定義は追加規定においても当てはまるものとします。

30【SMBCダイレクト申込サービス】

- (1) SMBCダイレクト申込サービスの内容

当行所定の端末から、普通預金について当該口座の預金者本人（以下「口座預金者」といいます。）に発行したキャッシュカードの暗証（以下「キャッシュカード暗証」といいます。）および当該口座の所定事項を当行所定の方法で伝達することにより、当行が定めるSMBCダイレクト利用規定に基づくSMBCダイレクトの利用を申し込むサービスをいいます。

- (2) 本人確認

口座預金者がSMBCダイレクトの申込を行う場合は、当行宛に普通預金口座の支店番号（または支店名）、当該口座の口座番号、当該口座の口座名および当該口座のキャッシュカード暗証を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

前記30(2)の内容を当行が確認し、当行が認識した普通預金口座の支店番号（または支店名）、当該口座の口座番号、当該口座の口座名および当該口座のキャッシュカード暗証が、当行で保有している支店番号（または支店名）、当該口座の口座番号、当該口座の口座名および当該口座の預金者が当行宛に届出を行ったキャッシュカード暗証と各々一致した場合には、当行は口座預金者からの申込とみなし、受付手続を行います。

31【申込方法】

- (1) 申込の方法

口座預金者は前記30(2)の本人確認手続を経た後、申込に必要な所定事項を当行所定の方法により正確に伝達することで、SMBCダイレクトを申し込むものとします。

- (2) 申込の確定

当行が申込を受け付けた場合、端末に口座預金者の申込内容を通知しますので、口座預金者はその内容を確認のうえ正しい場合には、当行所定の方法により確認した旨を通知するものとします。

前記の申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、当行は、原則、依頼日当日に当行所定の方法により手続を行います。

(3) 申込の不成立

以下の場合、契約者からの申込はなかったものとして取り扱います。この場合、当行は口座預金者に対して申込が不成立となった旨を通知しませんので、口座預金者自身で申込の成否を確認するものとします。

災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当行が判断したとき。

当行、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(4) SMBCダイレクト契約の締結

前記31(2)により当行が申込を受け付けた後、当行が承認した場合は、口座預金者と当行との間にSMBCダイレクトにかかる契約が締結されます。当行は当行所定の方法により契約の成立を通知するものとします。この通知が回線障害等の理由で届かない場合には、口座預金者は当行に照会するものとします。この照会がなかったことによって口座預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

また、特に定めのない限り、契約締結後に締結内容の取消、変更はできないものとします。

この場合、端末、暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、当行は契約が成立したものとして取り扱います。

(5) 取引内容の確認

申込後、口座預金者は速やかにSMBCダイレクトの登録情報照会により申込内容を照合するものとします。万一、申込内容との相違がある場合、口座預金者は直ちにその旨を当行まで連絡するものとします。

当該連絡がなかったことによって口座預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

また、申込内容に相違がある場合において、口座預金者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって取り扱うものとします。

(6) 依頼内容の記録・保存

口座預金者のSMBCダイレクト契約サービスによる依頼内容はすべて記録され、当行に相当期間保存されます。

(7) 規定の適用

SMBCダイレクトにかかる個別の取引については、SMBCダイレクト利用規定が適用されます。

32【免責事項】

(1) 本人確認

前記30(2)により本人確認手続を経た後、申込を行った場合は、当行は利用者を口座預金者本人であるとみなし、端末、暗証番号等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱が遅延したり不能となったとき。

当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

- (3) 通信経路における申込情報の漏洩等
公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等がなされたことによりキャッシュカード暗証、取引情報、契約者が当行所定の方式で当行所定のスマートフォンにインストールした「パスワードカード(スマホアプリ版)」(以下「パスワードアプリ」といいます。)により生成され、表示されたワンタイムパスワード等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行はいつさいの責任を負いません。
- (4) 郵送または宅配上の事故
当行が口座預金者からの申込依頼を受け付けた後、当該口座預金者にSMBCダイレクトの利用時に必要なパスワードカード(パスワードアプリを除く)を送付します(SMBCダイレクト ライトを併せて申し込む場合を除く)。当該送付の際に、郵送または宅配上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者(銀行員を除く)がパスワードカード(パスワードアプリを除く)により生成され、表示されたワンタイムパスワードを知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行はいつさい責任を負いません。
- 以 上

生体認証取引にかかる特約

生体認証取引でのキャッシュカードの利用に際しては、この特約を適用します。なお、特段の定めのない限り、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定、および別途申し込まれた各サービスに関する規定(これらに付随する特約を含む)における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1【生体認証】

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段のひとつとして、本人の手指の静脈パターンの情報(以下「手指静脈情報」という)を用いる当行所定の認証方式のことをいいます。
- (2) 生体認証取引とは、キャッシュカードのICチップ内に本人の手指静脈情報を登録した(当該手指静脈情報及びICチップ内に登録された本人の手指の静脈パターンの情報(以下「手指静脈の登録情報」という)を総称して「生体認証情報」という)キャッシュカードによる取引のことをいい、当行は、当行所定の機器により本人の手指静脈情報と手指静脈の登録情報とを照合する(以下「生体認証情報の照合」という)ものとします。

2【生体認証対象預金口座】

- (1) 生体認証取引は、当行所定の預金口座(以下「生体認証対象口座」という)についてのみ行うことができます。
- (2) 当行に生体認証対象口座を登録する場合は、当行所定の窓口で当行所定の書面により届け出てください。生体認証対象口座の登録を削除する場合も同様とします。
- (3) この特約にかかわらず、生体認証対象口座については、各預金規定等に従い預金取引を行うことができます。

3【手指静脈情報の登録等】

- (1) 生体認証取引は、当行所定の方法でキャッシュカードの交付を受けた後、当行国内本支店の窓口にて当行所定の方法でキャッシュカード上のICチップに手指静脈情報を登録することにより利用可能となります。なお、登録の際、本人確認資料その他当行所定の書類を提出するものとします。
- (2) 登録された手指静脈情報の変更、削除および確認を行う場合は、書面または受付機その他当行所定の方法によって当行に届けてください。当行は本人確認等、当行所定の手続きの終了後に変更、削除および確認を行います。この場合、相当の期間をおき、保証人を求めることがあります。

4【生体認証取引の利用・生体認証情報の照合等】

- (1) 生体認証取引は、当行所定の窓口、入金機、出金機（入出金機を含む）、振込機、受付機にて行うことができます。
- (2) 生体認証対象口座について、当行所定の出金機、振込機、受付機を利用して払戻し、振込、借入れ（当行所定の手続きにより当行が承諾した場合に限る）諸届、暗証の変更その他当行が定めた取引（以下「払戻し等」という）を行う場合は、キャッシュカードの暗証の入力による認証に加え、生体認証情報の照合を行い、その同一性を確認したうえで、払戻し等を取扱います。
- (3) 当行国内本支店の窓口においてキャッシュカードを確認し、生体認証情報の照合により、同一性を確認し、かつ払戻請求書、諸届その他の書類に記入または端末に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認し、取扱いましたうえは、キャッシュカードおよび生体認証情報または暗証につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

5【キャッシュカードの再発行時の手続き】

- (1) キャッシュカードの種類変更等により新たなキャッシュカードの発行を受けた場合は、古いキャッシュカードを取扱店に返却してください。
- (2) キャッシュカードの喪失、種類変更等により新たなキャッシュカードの発行を受けた場合は、すみやかに前記3により手指静脈情報の登録を行ってください。この登録が終了するまでの間は、新たなキャッシュカードでの生体認証取引の利用はできません。
- (3) 前記5(1)にかかわらず、古いキャッシュカードを保有することを当行が認めた場合には、新たに発行を受けたキャッシュカードのICチップ内に手指静脈情報が登録されたとき、もしくは、新たなキャッシュカードが利用されたときのいずれか早いときをもって、古いキャッシュカードは失効するものとします。

6【生体認証取引の利用手数料】

- (1) キャッシュカードの喪失、種類変更等により新たなキャッシュカードの発行を受ける場合には、当行所定の手数料（以下「手数料」という）を支払うものとします。
- (2) 手数料は払戻請求書および通帳等の提出なしに、キャッシュカードの発行された当該生体認証対象口座から自動的に引落とし、支払われた手数料は理由の如何を問わず返還しません。手数料の引落としができないときは、当行はこの特約を解約のうえ、当行所定のカードを発行できるものとします。この場合、当行からの請求があり次第直ちにキャッシュカードを取扱店に返却してください。

7【障害時の取扱い】

生体認証情報の照合等を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、手指静脈情報または手指静脈の登録情報を取得できないと当行が判断した場合、その他当行がやむをえないと認める相当の事由がある場合は、生体認証取引による生体認証対象口座の払戻し等または解約の受付を一時中止する場合があります。この場合、当行に故意または重大な過失がある場合をのぞき、当行は責任を負わないものとします。

8【代理人によるカードの利用】

- (1) 当行が認めた場合には、本人は生体認証取引による生体認証対象口座の払戻し等（但し借入れを除く）につき代理人を届け出ることができます。
- (2) 前記(1)の場合、代理人は本人が同席のうえ、代理人のキャッシュカードのICチップに代理人の手指静脈情報を登録する必要があります。その他の手続きについては前記3の規定に準じるものとします。
- (3) 代理人の生体認証取引についても、この特約を適用します。

9【個人情報等】

- (1) 本人および代理人は、当行が、生体認証取引によるサービスを提供するにあたり本人確認を行うために、以下について同意するものとします。
 - 本人および代理人が、
 - A キャッシュカードのICチップ内に手指静脈情報を登録するとき、
 - B 登録された手指静脈情報の変更・削除・確認をするとき、

C キャッシュカードの利用を取り止めるとき、
に、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・保存・廃棄すること。
本人および代理人が、生体認証取引による払戻し等を行う（ただし、代理人については借入れを除く）ときに、当行が本人または代理人の生体認証情報を取得・利用・廃棄すること。

10【特約の解約】

この特約を解約し、生体認証取引を停止する場合には、本人および代理人は当行所定の届出を取扱店に提出するものとします。この届出により、当行はキャッシュカードのICチップ内の生体認証情報を削除します。当行所定の解約手続が完了したときをもって、この特約は終了するものとします。

11【規定の適用】

この特約に定めのない事項については、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定および別途申し込まれた各サービスに関する規定により取扱います。

12【この特約の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

ジェイデビットカード取引規定

1【適用範囲】

- (1) 当行における普通預金口座について当行が発行したカード（以下「カード」といいます。）を次の から までに定める者（以下「加盟店」といいます。）に提示して、加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定もしくはカードローン規定等にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、この規定により取扱います。

日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）

規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人

規約を承認のうえ、協議会に任意組合として登録され、加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人

- (2) なお、デビットカード取引は当行がデビットカード取引を行うことを承認したカードのみ利用できることとします。

2【利用方法等】

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカードを加盟店に設置された端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店が利用者との合意にもとづいてカードを端末機に読み取らせることにより、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認した上で、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - 1回あたりのカード利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - 加盟店がデビットカード取引を行うことができないと定めた商品を購入または役務等の提供を受ける場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - 1日あたりのカード利用金額(キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定および法人キャッシュカード(普通預金)規定による預金の払戻金額を含みます。)が、当行が定めた金額の範囲内(書面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)を超える場合
 - なお、デビットカード取引の1日あたりの取引限度額につき、キャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定の4(2)または法人キャッシュカード規定の4(2)にもとづきキャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が当行所定の方法により変更された場合は、以下の取扱いとします。
 - A キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額がデビットカード取引の1日あたりの取引限度額以下に引き下げられた場合には、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き下げられるものとします。
 - B キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額が引き上げられた場合には、デビットカード取引の1日あたりの取引限度額を上限に、キャッシュカードの1日あたりの払戻限度額まで引き上げられるものとします。
 - 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行うことができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、デビットカード取引を行うことはできません。

3【デビットカード取引契約等】

- (1) 前記2(1)により暗証番号が入力された時に、加盟店との間で売買取引債務を預金口座から引落しによって支払う旨の契約(以下「デビットカード取引契約」といいます。)が成立し、かつ当行に対して、売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないときはデビットカード取引契約は成立せず、当行への預金引落しの指図ならびに弁済の委託はなかったものとします。
- (2) 前記(1)により、当行への預金引落しの指図がなされた場合には、当行は払戻請求書および通帳の提出なしに預金口座より売買取引債務相当額の預金を引落します。

4【預金の復元等】

- (1) デビットカード取引により預金口座からの預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が、解除(合意解除を含みます。)取消し等により適法に解消された場合(売買取引の解消によりデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。)であっても、加盟店以外の第三者に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、デビットカード取引契約が成立した当日中に、デビットカード取引を行った加盟店に、カードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店が端末機から当行に取消しの電文を送信することができます。この場合、当行がデビットカード取引契約の成立した当日中にこれを受信した場合に限り、当行は引落された預金の復元をします。

預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるか、または加盟店にカードを引き渡したうえ、加盟店が利用者との合意にもとづいて端末機により読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3) 前記(1)または(2)において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、前記(1)から(3)に準じて取扱うものとします。

5【デビットカード取引の機能を停止する場合】

- (1) デビットカード取引の機能を停止するときは、当行所定の方法により当行国内本支店へ申出てください。当行はこの申出を受けたときは、直ちにデビットカード取引を行う機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 次の から までの一つにでも該当した場合には、当行はいつでも、事前に通知することなくデビットカード取引の機能を停止することができます。
 - 預金口座が解約されたとき
 - 預金口座の預金取引またはカードの利用が停止されたとき
 - その他デビットカード取引の機能の停止を必要とする相当の事由が生じたと認めるとき

6【キャッシュカード規定等の適用】

カードをデビットカード取引に利用する場合には、「端末機」を「出金機」と、「デビットカード取引による預金口座からの預金の引落とし」を「預金の払戻し」または「当座貸越」とそれぞれみなして、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定（13の3を除きます。）法人キャッシュカード（普通預金）規定およびカードローン規定等を適用するものとします。

7【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

預金口座振替依頼受付サービス規定

1【適用範囲】

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結している企業（以下「収納企業」といいます。）に対して、キャッシュカード（当行が普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）についてキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定にもとづいて発行したカード。以下「カード」といいます。）を提示して、後記3(1)の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人が、収納企業との契約名義人となる場合に限りです。
- (3) なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2【利用方法等】

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを収納企業に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にか

ードの暗証番号と必要項目を第三者(収納企業の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

- (2) 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
停電、故障等により端末機による取扱ができない場合
収納企業から購入する商品または提供を受ける役務等が、収納企業が預金口座振替による支払を受けることができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。

3【預金口座振替契約等】

- (1) 前記2(1)により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納企業から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規定において「預金口座振替」といいます。)が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替は成立しなかったものとします。
当行が預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納企業の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。))を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納企業に返却し、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。
また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額をこえる場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
- (4) 収納企業の都合で、収納企業が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (5) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納企業から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものと取扱うことができるものとします。

4【本サービスの機能を停止する場合】

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。

当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

5【免責事項】

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうへは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

6【規定の準用】

この規定に定めのない事項についてはキャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定により取扱います。

7【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービスATM取引規定

1【適用範囲】

Pay-easy（ペイジー）：税金・各種料金の払込サービス（以下「税金・各種料金の払込」といいます。）は、当行所定の収納機関（以下「収納機関」といいます。）に対し、税金、手数料、料金等（以下「税金・各種料金」といいます。）の払込を行うため、当行所定の自動入出金機において、普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）貯蓄預金または当座預金の機能をもつキャッシュカード（以下「カード」といいます。）もしくはカードローンの機能をもつカード（以下「ローンカード」といいます。）を利用して、払込資金を当該カードの預金口座から引落とし（総合口座取引規定にもとづき当座貸越により引き落とす場合も含みます。）もしくは当該ローンカードの当座貸越により引落とし、または、払込資金として現金を投入し、税金・各種料金の払込を行う取扱いをいい、この取扱いについては本規定が適用されます。

2【税金・各種料金の払込依頼】

- (1) 税金・各種料金の払込を行うときは、当行所定の自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って、自動入出金機にカードまたはローンカードを挿入し、届出の暗証、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）確認番号その他当行所定の事項を自動入出金機に正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報（以下「納付情報等」といいます。）の照会を当行に依頼してください。現金によって税金・各種料金の払込を行う場合は、当行所定の自動入出金機の画面表示等の操作手順に従って、電話番号、収納機関から通知された収納機関番号、お客様番号（納付番号）確認番号その他当行所定の事項を自動入出金機に正確に入力して、収納機関に対する納付情報等の照会を当行に依頼してください。
- (2) 収納機関から通知された照会結果により、納付情報等を確認したうえで、税金・各種料金の払込の依頼を行ってください。現金によって税金・各種料金の払込を行う場合は、収納機関から通知された照会結果により、納付情報等を確認し、現金を自動入出金機に投入したうえで、税金・各種料金の払込の依頼を行ってください。
- (3) 本条(1)項の依頼内容および本条(2)項の収納機関からの照会結果について、不備があったとしても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

3【税金・各種料金の払込にかかる契約の成立】

- (1) 税金・各種料金の払込にかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより依頼内容を確認して払込資金を受領した時に成立するものとします。
- (2) 次の場合には、税金・各種料金の払込を行うことはできません。
 - 停電、故障等により取扱いできない場合
 - 依頼内容にもとづく払込資金等を満たす資金を当行が受領できない場合
 - 1回あたりの利用金額が当行が定めた金額の範囲を超える場合
 - 1日あたりの利用金額（キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、法人キャッシュカード規定（普通預金）、キャッシュカード（当座）規定および法人キャッシュカード（当座）規定による振込金額を含みます。）が、当行が定めた金額の範囲（書

面その他の当行所定の方法により申出を受け、当行が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。)を超える場合

当該カードまたはローンカードの口座が解約済の場合

当該カードまたはローンカードに関する支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行った場合

差押等やむをえない事情があり当行が不適当と認めた場合

収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合

当行所定の回数を超えて当該カードまたはローンカードの暗証を誤って自動入金機に入力した場合

当該カードまたはローンカード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合

その他当行が必要と認めた場合

- (3) 税金・各種料金の払込の原因となる契約の内容等は、税金・各種料金の払込にかかる取引の成立に影響を与えないものとします。原因となる契約の内容については、収納機関に直接お問い合わせください。

4【利用時間】

税金・各種料金の払込にかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内とします。但し、収納機関の利用時間の変動等により、当行が定める利用時間内でも利用ができないことがあります。

5【領収書および領収証書の取扱い等】

当行は、税金・各種料金の払込にかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。

6【依頼内容の変更・取消】

(1) 税金・各種料金の払込にかかる契約が成立した後は、税金・各種料金の払込の依頼を変更または取消することができません。但し、収納機関からの連絡にもとづき、取り消される場合は、この限りではありません。

(2) 収納機関からの連絡により、一度受け付けた税金・各種料金の払込が、取消しとなることがあります。取消し後の手続きについては、収納機関に直接お問い合わせください。

7【利用の停止】

当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金の払込の利用が停止されることがあります。税金・各種料金の払込の利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

8【利用手数料】

(1) 税金・各種料金の払込の利用にあたっては、当行所定の利用手数料を支払っていただくことがあります。

(2) 利用手数料は、別段の定めのない限り、当該税金・各種料金の払込にかかる預金の引落としまたは当座貸越による引落としと同時に引き落とされます。

9【通知・照会の連絡先】

(1) 当行は、この取引について、通知・照会・確認をすることがあります。その場合、払込資金等を引き落としした預金口座等について届出のあった住所・電話番号・電子メールアドレス等または税金・各種料金の払込の依頼にあたって自動入金機に入力された電話番号等を連絡先とします。

(2) 当行が前項に定める連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、当行の責に帰すべからざる事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

10【災害等による免責】

次の各号により税金・各種料金の払込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行はいっさい責任を負いません。

- (1) 災害・事変・輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当行以外の金融機関または収納機関の責に帰すべき事由があったとき

11【規定の準用】

本規定に定めのない事項については、キャッシュカード（普通預金・貯蓄預金）規定、法人キャッシュカード（普通預金）規定、キャッシュカード（当座）規定、法人キャッシュカード（当座）規定およびカードローン規定等により取扱います。

12【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上